

資料 3

令和6年3月 日

神奈川県知事 殿

神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会

座長 太田 達也

神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会検討結果について（報告）

第4期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画については、検討委員会事務局が提示した計画案を検討した結果、別添1のとおりとすべきである。

また、神奈川県犯罪被害者等支援条例の見直しの結果は、別添2のとおりであるため、適切に対応されたい。

II 神奈川県犯罪被害者等支援条例について

1 見直しの必要性

平成 21 年 4 月 1 日に施行された神奈川県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）は、附則において、「この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。施行から 15 年となる令和 6 年度に向け、令和 5 年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会での検討事項として、条例についても見直しを行った。

2 見直しの結果について

条例の各条文について検討したところ、いずれも必要な条文であることが認められた。また、条例の規定がないことによって、支援・施策が不足しているという点も見当たらなかった。

ただし、条例には「学校」に関する明文規定はなく、この点について、検討したところ、「学校」における被害者支援についての規定を新たに条例に盛り込む必要があると考える。

3 学校について

(1) 「学校」における犯罪被害の現状について

学校におけるいじめや不適切な指導、性犯罪・性暴力などの犯罪・ハラスメント等が深刻な社会問題となっている。令和 3 年 3 月に定められた国の「第 4 次犯罪被害者等基本計画」の基本方針の中でも、「自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがある子供等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。」とされている。潜在化しやすい子ども等の被害に対し、特に、子どもが多くの時間を過ごす学校において、支援が十分に届くよう体制を整備することは非常に重要である。

子どもが安心して教育等を受け、安全・安心な学校生活を送ることができるよう配慮することは県の責務である。

(2) 現行条例における「学校」に係る規定について

条例における「県」とは、地方自治法第 1 条の 3 第 2 項に規定する普通公共団体としての神奈川県を規定したものであり、県教育委員会を含んだ概念である。基本理念を定めた条例第 3 条第 3 項には、「犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び市町村が相互に連携し、及び

協力して推進されなければならない。」と規定しており、県教育委員会と市町村の教育委員会と連携、協力して、犯罪被害者等支援を推進することが定められている。

また、私立学校等については、「事業者」に含まれ、条例第6条に事業者の責務を規定している。

こうした現行の規定ぶりでも、学校について読み込んだ上で、学校における犯罪被害者等支援が講じられている。

(3) 県における「学校」に関する施策について

第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画において、学校における犯罪被害者支援の取組を定め、実施しており、その内容は次のとおりである。

1 総合的支援体制の充実と支援関係機関との連携
(3) 支援関係機関の連携強化 ②個別専門的な支援体制との連携 ③再被害防止・安全の確保に向けた関係機関との連携
2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供
(4) 心身に受けた影響からの回復 ⑤少年等に対する相談、精神的ケアの充実 ⑥被虐待児童、高齢者、障がい者への対応
3 県民・事業者の理解の促進
(1) 県民・事業者の理解の促進 ②犯罪被害者等理解促進講座の実施 ③神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした県民運動の展開 ④様々な機会・媒体を用いた情報の提供 ⑤交通事故防止についての普及啓発の推進 ⑥いのちの大切さに関する教育の推進 ⑦人権教育、犯罪防止教育の推進

(4) 「学校」に関する規定を追加する意義について

「学校」に関する規定を追加することによって、

①学校における犯罪被害者等支援が明確になり、県として、学校における被害を防止するという姿勢をより強く打ち出せること

②県内市町村が条例や施策、事業等を検討する際の参考となること

などから、条例において学校の規定を設けることは有意義であると考えられる。